（財務局長等への権限の委任）

2　改正法附則第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、改正法附則第三条第一項の規定による書面の受理は、同項の規定により書面の提出をする者の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）に委任する。

（経過措置）

3　この政令の施行の日前に、同種の新規発行権利（第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令第十七条の十二第四項第二号ロに規定する同種の新規発行権利をいう。）が有価証券として発行されている場合における同号ロの規定の適用については、同号ロ中「取得した特例業務対象投資家」とあるのは「取得した特例業務対象投資家（金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三十八号）の施行の日前に発行されている同種の新規発行権利にあつては、適格機関投資家以外の者で、法第六十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないもの）」とする。

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十九号

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年五月二十一日とする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十号

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第一号ニ、第二十六条の二第二項、第百六十九条及び第百七十四条第一項、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百五十条の二第二項及び第百七十五条並びに消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第五項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十一号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条第一項第一号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「電気通信役務を定めるものを除き、電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者」を「媒介等業務受託者」に改め、同条第二項第二号中「電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業として行う者」を「媒介等業務受託者」に改め、同条を第十一条とする。

第八条第二号中「代理」の下に「の業務及びこれに付随する業務」を加え、同条第三号中「第十八条第三項」を「第十二条の二第四項第二号ロ」に改め、同条を第十条とし、第二条から第七条までを二条ずつ繰り下げる。

第一条中「電気通信事業法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（特殊の関係）

第一条　電気通信事業法（以下「法」という。）第十二条の二第四項第一号ニの政令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

一　当該法人が当該電気通信事業者たる法人の関連会社等であること。

二　当該電気通信事業者たる法人が当該法人（当該電気通信事業者たる法人との間に前号に掲げる関係がある法人を除く。）の関連会社等であること。

三　当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）とする法人の関連会社等（当該電気通信事業者たる法人との間に前二号に掲げる関係がある法人を除く。）であること。

2　前項の「関連会社等」とは、会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）（当該会社等の子会社等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として総務省令で定めるものをいう。

（情報通信の技術を利用した提供）

第二条　電気通信事業者は、法第二十六条の二第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、利用者（同条第一項に規定する利用者をいう。次項において同じ。）に対し、その用いる同条第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た電気通信事業者は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、法第二十六条の二第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

別表第一中「第六条関係」を「第八条関係」に改める。

別表第二中「第十一条関係」を「第十三条関係」に改め、同表中八の項を九の項とし、一の項から七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表に一の項として次のように加える。

一　法第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする者	五五、〇〇〇円

別表第二の備考中「六の項」を「七の項」に改める。

（放送法施行令の一部改正）

第二条　放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「電磁的方法をいう。以下」の下に「この条及び次条において」を加える。

第七条第一項中「、基幹放送局提供事業者」の下に「、媒介等業務受託者（法第百五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。）」を加え、「第六号」を「第七号」に改め、同項第三号ニ中「同項に規定する国内受信者（以下「国内受信者」という。）」を「国内受信者」に、「並びに」を「、法第百五十条の二第一項の規定による書面の交付（同条第二項の規定による同項に規定する事項の提供を含む。）に関する事項、法第百五十条の三第一項の規定による有料放送の役務の提供に関する契約の解除に関する事項」に改め、「処理に関する事項」の下に「、法第百五十一条の